

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
【告示】 ○ 電柱その他の工作物の設置を目的として 行政財産を使用する場合の使用料の額 （県例規集登載） ○ 特定計量器定期検査 ○ 土地改良事業の施行認可 ○ 漁船保険付保義務の消滅 ○ 道路の区域変更 ○ 都市計画事業の事業計画の変更認可 【公告】 ○ 公共測量の終了 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事 の完了 〃 【選挙管理委員会】 ○ 不在者投票を行うことができる施設の指 定の一部改正 （県例規集登載） ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の名称等の公表		財産活用課 			

◎岡山県告示第七十一号

電柱その他の工作物の設置を目的として行政財産を使用する場合の使用料の額（令和六年岡山県告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一の表(1)に次のように加える。

鉄塔又は携帯基地局	使用面積一・七平方メートルまでごと一年	一八〇円
-----------	---------------------	------

一の表(1)の備考三を削り、同表の備考四中「第二号」を「備考二」に改め、同表の備考四を同表の備考三とする。
一の表(2)の備考一及び一の表(3)の備考中「四」を「三」に改める。
二の表の備考六中「から四まで」を「及び三」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和七年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産である土地の使用に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

◎岡山県告示第七十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和七年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域		場	所	期	日
浅口市	浅口市役所金光総合支所	浅口市役所寄島総合支所	浅口市役所	令和七年 四月十四日	一〇…三〇〇 一二…二〇〇
				〃	一三…三〇〇 一五…二〇〇
				十五日	一〇…三〇〇 一二…二〇〇
				〃	一三…三〇〇 一五…二〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	一三…三〇〇 一五…二〇〇
				十六日	一〇…三〇〇 一二…二〇〇
				〃	一三…三〇〇 一五…二〇〇
				十七日	一〇…三〇〇 一二…二〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	一三…三〇〇 一五…二〇〇
				十八日	一〇…三〇〇 一二…二〇〇
				〃	一三…三〇〇 一五…二〇〇
				〃	一〇…三〇〇 一二…二〇〇
里庄町	里庄町福祉会館	〃	〃	〃	一三…三〇〇 一五…二〇〇
				〃	一〇…三〇〇 一二…二〇〇
				二十二日	一〇…三〇〇 一二…二〇〇
				〃	一三…三〇〇 一五…二〇〇
矢掛町	矢掛町農村環境改善センター	〃	〃	〃	一三…三〇〇 一五…二〇〇
				〃	一〇…三〇〇 一二…二〇〇
				二十三日	一〇…三〇〇 一二…二〇〇
				〃	一三…三〇〇 一五…二〇〇

二
実施機関
岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

〃	〃	〃	〃
〃	二十五日	〃	二十四日
一三 ::三〇〇 〃	一〇 ::三〇〇 〃	一三 ::三〇〇 〃	一〇 ::三〇〇 〃
一五 ::〇〇〇	一二 ::〇〇〇	一五 ::〇〇〇	一二 ::〇〇〇
一五 ::〇〇〇		一五 ::〇〇〇	一五 ::〇〇〇

◎岡山県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和七年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

西七区支線 66号

（水利施設等保全高度化事業（用排水施設整備））

西七区支線 82号

（ ” ” ）

西七区支線 98号

（ ” ” ）

三 認可年月日

令和七年二月十八日

◎岡山県告示第七十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、令和三年岡山県告示第六十五号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和七年二月十一日限り、消滅した。

令和七年二月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

加入区の名称 日生加入区

寄島加入区

神島加入区

◎岡山県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類 県道
二 路線名 倉敷笠岡線
三 道路の区域

区 域		別 新 旧		幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市船穂町船穂字犬神一七番五地先から倉敷市船穂町船穂字犬神一九番八地先まで	旧	新		一一・〇〇 三七・〇〇	四七・三
		旧		一一・〇〇 四八・〇〇	一〇六一・四
倉敷市船穂町船穂字犬神一七番五地先から倉敷市船穂町船穂字戎之内二三八五番一地先まで	新	旧		一一・〇〇 一九・七	二〇七七・六
		新		一一・〇〇 三七・〇〇	四七・三
倉敷市船穂町船穂字犬神一七番五地先から倉敷市船穂町船穂字犬神一九番八地先まで	旧	新		一一・〇〇 三七・〇〇	四七・三
		旧		一一・〇〇 四八・〇〇	一〇六一・四

一 道路の種類 県道
二 路線名 馬形美作線
三 道路の区域

美作市檜原下字六反僧五七五番一地内	旧	一二・六〇 一三・四	二・七
美作市檜原下字六反僧五七五番一地内	新	一二・六〇 一二・七	二・七
区 			

◎岡山県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、令和二年三月二十四日付け岡山県告示第百五十九号で告示した岡山県南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年二月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
岡山市	岡山県南広域都市計画道路事業 三・三・岡三百九 上石井岩井線	平成二十年三月二十一日から 令和十二年三月三十一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

〔七五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

瀬戸内市長船町八日市地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和七年二月十日	終了年月日

〔七六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七八八番八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西花尻一三〇七番地八

平田 一洋

三 許可年月日及び許可番号

令和七年一月十六日岡山県指令建指第三六八号

〔七七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字坪井三三七番一、三三八番一、三四一番三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市岡谷三三七番地一

医療法人社団きびじ整形外科・内科・リハビリクリニック

理事長 楠葉 晃

三 許可年月日及び許可番号

令和六年十一月八日岡山県指令建指第三一〇号

◎岡山県選管告示第八号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和七年二月二十日から適用する。

令和七年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表病院の項中

社会医療法人清風会日本 原病院	津山市日本原三五二	を
玉野三井病院	玉野市玉三―二―一	
地方独立行政法人玉野医 療センター玉野市民病院	玉野市宇野二―三―一	に、
社会医療法人清風会日本 原病院	津山市日本原三五二	
真庭市国民健康保険湯原 温泉病院	真庭市下湯原五六	を
中山病院	真庭市久世二五〇八	
真庭市国民健康保険湯原 温泉病院	真庭市下湯原五六	に改め、
表老人ホームの項中		
特別養護老人ホームきび ハイツ	加賀郡吉備中央町上野一 八八三―五	を
吉備高原総合福祉センタ ー軽費老人ホームこぶし 苑	加賀郡吉備中央町吉川七 五三一	
特別養護老人ホームきび ハイツ	加賀郡吉備中央町上野一 八八三―五	に改める。

◎岡山県選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和七年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

一 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第一号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党岡山県参議院選挙区第三支部	小林孝一郎	藤原茂晃	岡山市南区福浜町九一六一	参議院議員	〇	令和七・一・六

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大月しんいち後援会	大月真一	大月真一	総社市日羽七二四	令和七・一・二四
岡山県介護障害福祉事業者政治連盟	大月博	西山元敬	倉敷市児島稗田町一七〇七	〃 一・三〇
おぐら一郎後援会	小椋一郎	小椋美恵	真庭市蒜山下福田六八五一一	〃 一・二三
木下ともよし後援会	木下智義	木下裕子	新見市上市四〇五一一四	〃 〃
新日本忠誠会	中川哲人	中川哲人	玉野市西田井地二一六三	〃 一・一四
瀬島まさふみ後援会	武田正彦	久常いつ恵	苫田郡鏡野町土居四〇〇	〃 一・一七
谷本ひろあき後援会	谷本浩章	谷本浩章	新見市西方二二七七	〃 一・三〇
日本栄養士連盟岡山県支部	笹本三三	近藤恒子	和気郡和気町本九六五一	〃 一・一九
備前市政を応援する会	江口一男	土方明典	備前市伊部一三七一一	〃 一・一六
藤田昭彦後援会	藤田昭彦	藤田昭彦	苫田郡鏡野町竹田一〇九七	〃 一・一〇
本城宏道後援会	本城宏道	小林一実	美作市松脇一〇二	〃 〃
よこやまゆうた後援会	横山裕太	横山裕太	赤磐市暮田五二八	〃 一・一六
よしむら武司後援会	守井秀龍	土方明典	備前市伊部一三七一一	〃 一・一六

◎岡山県選管告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和七年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

一 政党の支部		代表者の氏名	異動事項						
政治団体の名称		池下卓	代表者の氏名	池下卓	柴田巧	柴田巧	令和七・一・六	異動年月日	
岡山維新の会		〃	会計責任者の氏名	池下卓	柴田巧	柴田巧	〃	〃	
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）		代表者の氏名	異動事項						
政治団体の名称		代表者の氏名	異動事項	新	旧			異動年月日	
剣持堅吾後援会		高谷美代士	代表者の氏名	高谷美代士	風早泰二	風早泰二	令和七・一・二二	〃	
左居喜次後援会		谷本泰則	〃	谷本泰則	武中邦嘉	武中邦嘉	〃	〃	
〃		〃	会計責任者の氏名	左居喜次	谷本泰則	谷本泰則	〃	〃	
生活排水対策協議会		別府洋吾	〃	市田英文	初岡良信	初岡良信	〃	〃	
全国旅館政治連盟岡山支部		峯平晃行	代表者の氏名	峯平晃行	永山久徳	永山久徳	令和六・六・四	〃	
〃		〃	会計責任者の氏名	峯平晃行	永山久徳	永山久徳	〃	〃	
高井崇志後援会		高井崇志	主たる事務所の所在地	埼玉県久喜市本町八一―二―九	岡山市北区津島西坂三八―二三	岡山市北区津島西坂三八―二三	令和七・一・三	〃	
〃		〃	会計責任者の氏名	岡田慎	高井明	高井明	〃	〃	
谷口圭三後援会		岡悠紀好	代表者の氏名	岡悠紀好	米井瑞臣	米井瑞臣	〃	〃	
津山の未来を創る会		〃	〃	岡悠紀好	米井瑞臣	米井瑞臣	〃	〃	
和田いさお後援会		和田功	主たる事務所の所在地	美作市土居二六四二―六	美作市土居二六四四―一	美作市土居二六四四―一	〃	〃	

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた
令和七年二月二十八日

一 政党の支部

政治団体の名称

自由民主党岡山県支部連合会公共輸送問題調査会支部

自由民主党岡山県支部連合会交通対策研究会支部

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

岡崎たつよし後援会

鶴
山
会

形井まどか後援会

草加ただひろ後援会

難波武志後援会

日本栄養士連盟岡山県支部

松田達雄後援会

村田隆男後援会

むろさき陸海を育てる会

岡山県選挙管理委員会
委員長

大林裕一

代表者の氏名

吉田鎮雄

室山英良

代表者の氏名

橋本和夫

岡本 栄

小
窪
泰
輔

草加忠弘

大月清一

笹埜三千里

小林明

今井稔

水野安浩

解散年月日

令和六
・
一一
・
三三
一

”

”

解散年月日

令和六・六・一〇

II

—

—

—

•

—

—

—

—

”

”

”

”

〃
一
一
一
●
一
〇

II
 —————
 —————
 —————
 ●
 —————
 —————
 —————

二
一
一
•
一
二
五

$\parallel$
 $\parallel$
 $\parallel$
 $\bullet$
 $\parallel$
 $\parallel$
 $\parallel$

二
一
一
•
一
五

◎岡山県選管告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。
令和七年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会		委員長 大林 裕一	
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名		公職の種類	資金管理団体の名称
小 椋 一 郎	真庭市議会議員	おぐら 一郎 後援会	真庭市蒜山下福田六八五―二
木 下 智 義	新見市議会議員	木下ともよし 後援会	新見市上市四〇五―四
			主たる事務所の所在地
			令和七・一・二三
			指定年月日
			〃
			〃

◎岡山県選管告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
令和七年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
高井 崇志	高井崇志後援会	主たる事務所の所在地	埼玉県久喜市本町八―二―九	岡山市北区津島西坂三―八―二三	令和七・一・三
和田 功	和田いさお後援会	〃	美作市土居二六四二―六	美作市土居二六四四―一	〃 令和七・一・六

◎岡山県選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
令和七年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会 委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名
草加忠弘

資金管理団体の名称
草加ただひろ後援会
資金管理団体でなくなった年月日
令和六・一二・三一